第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年七月三十日

福岡県福岡市中央区天神二丁目一四番八号

株式会社ウェルホールディングス

代表取締役　井　康彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億円減少し、金九十五億六千二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年八月三十一日であり、社員総会の決議は平成二十二年七月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月二十七日

掲載頁　八十七頁（号外第九十号）

平成二十二年七月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG16特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十億二千四百十二万八千三百六十六円減少することにいたしました。効力発生日は平成二十二年八月三十一日であり、社員総会の決議は、平成二十二年七月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十一年九月十一日付官報の号外第百九十六号九十三頁に掲載されています。

平成二十二年七月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

倫敦プロパティー特定目的会社

取締役　大塚　幹生

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億九千二百七万九千三十六円減少することにいたしました。効力発生日は平成二十二年八月三十一日であり、社員総会の決議は、平成二十二年七月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十一年九月十一日付官報の号外第百九十六号九十四頁に掲載されています。

平成二十二年七月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

エウロペプロパティー特定目的会社

取締役　大塚　幹生

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十四日付官報の号外第八十一号九十三頁に掲載されています。

平成二十二年七月三十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

舞洲4特定目的会社

代表取締役　安藤　隆夫

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、第二回B号優先出資二万七千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月三十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

舞洲4特定目的会社

代表取締役　安藤　隆夫

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二十五億五千万円減少して金十三億円とし、発行済優先出資五万一千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月三十日

東京都渋谷区神宮前五丁目七番二〇号神宮前太田ビル五階

ヴェロックス青山特定目的会社

取締役　川本　孝司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十四億五千万円減少して金一億円とし、発行済優先出資二万九千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月三十日

東京都渋谷区神宮前五丁目七番二〇号神宮前太田ビル五階

神宮前特定目的会社

取締役　川本　孝司

建築工事の完了公告

横浜山下町地区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第六号に定める施設建築物の建築工事が完了したので、同法第百条の規定に基づき、左記のとおり公告します。

記

一、第一種市街地再開発事業の名称

横浜山下町地区第一種市街地再開発事業

二、施行者の名称

横浜山下町地区第一種市街地再開発事業個人施行者

独立行政法人都市再生機構

株式会社大和地所

三、事務所の所在地

神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇番地一

四、権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称

神奈川県横浜市中区山下町の一部

五、建築工事が完了した施設建築物

B一―一棟

B一―二棟

六、施設建築物の建築工事が完了した年月日

平成二十二年七月三十日

神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇番地一

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社

地域支社長　植田　裕

東京都千代田区内神田二丁目一二番五号

株式会社ゼファー

代表取締役社長　飯岡　隆夫

神奈川県横浜市中区山下町七四番地一

株式会社大和地所

代表取締役　押川　雅幸

訂正公告

平成二十二年七月十二日（号外第一四六号）掲載の合併公告並びに乙の決算公告（枠組）中最終貸借対照表の開示状況「（甲）確定した最終事業年度はありません。」とあるは、「掲載紙　官報　掲載の日付　平成二十二年七月二十九日　掲載頁　一五九頁（号外第一五三号）」に訂正します。

平成二十二年七月三十日

福島県郡山市南一丁目二〇番地

（甲）株式会社イシダジーゼル工業

代表取締役　石田　慶節

福島県郡山市喜久田町卸二丁目六番地一

（乙）郡山トラック整備センター株式会社

代表取締役　石田　慶節

訂正公告

平成二十二年五月二十七日（号外第一一一号）掲載の第十期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月三十日

東京都港区赤坂一丁目三番一五号

ジェイ・ボンド東短証券株式会社

代表取締役　武井　聖美

訂正公告

平成二十二年七月十六日掲載の基準日設定につき通知公告中、「平成二十二年八月十一日開催予定の臨時株主総会」とあるのを「平成二十二年八月二十日開催予定の臨時株主総会」に訂正します。

平成二十二年七月三十日

東京都渋谷区渋谷一丁目一三番九号

株式会社オープンハウス

代表取締役　荒井　正昭

取消公告

平成二十二年六月三十日（号外第一三七号）掲載の（甲）日産常盤株式会社、（乙）日産商事株式会社に係る吸収分割公告、第三九期決算公告及び第二九期決算公告中、吸収分割公告のみ取消ます。

平成二十二年七月三十日

徳島市南矢三町二丁目八番二二号

（甲）日産常盤株式会社

代表取締役　平石　元治

徳島市南矢三町二丁目八番二二号

（乙）日産商事株式会社

代表取締役　平石　元治

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月三十日付第一六〇号ニ

二四ページ●同日付政府調達第一四二号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）